

商工会と一体となって販路開拓に取り組む小規模事業者を応援します！

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ 2022年11月時点版

小規模事業者持続化補助金【一般型】

●小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。



《通常枠》

経営計画に基づいて実施する地道な販路開拓、生産性向上等の取組に対し**50万円**を上限に補助します。(補助率2/3)

販路開拓、新しい取り組みをお考えの方、お早めにご相談ください。

補助対象となり得る取組事例 ※販路開拓のための取組であること

- 店舗改装
店舗改装を行い、新たな顧客層の取り込みを図る



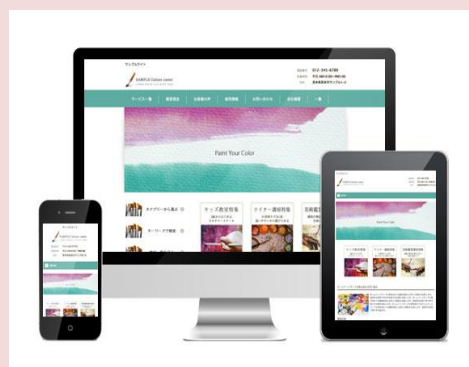
- 広告宣伝
チラシやパンフレットで新たな顧客層を取り込む



- 商談会・展示会への出展
新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展、商談、PRを図る



- WEBサイトやECサイトの活用
商品販売のためインターネットを介し販路拡大に取り組む



《創業枠》

経営計画に基づいた販路開拓の取り組みに加え、産業競争力強化法に基づく「認定市町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者に対し**200万円**を上限に補助します。(補助率2/3)

《インボイス枠》

免税事業者であった事業者がインボイス発行事業者として新たに登録し、あわせて経営計画に基づいた販路開拓の取り組みを行う小規模事業者に対し**100万円**を上限に補助します。(補助率2/3)

募集締切：令和4年 **12月9日** (金) 《第10回受付締切》
令和5年 **2月下旬** 《第11回受付締切》

*なお、申請にあたっては、申請書以外に商工会が発行する書類等の添付が必要となります。

締切までに余裕をもって、お早めにお近くの本所、各支所へお問い合わせください

今年度の申請は上記2回で終了となります。

●補助金の対象者は？

- ・小規模事業者であること（下記に該当する法人、個人事業、特定非営利活動法人が対象）。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

- ・商工会の管轄地域内で事業を営んでいること。
- ・持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。

補助対象となる経費、公募要領や申請様式は、全国商工会連合会のホームページからダウンロード可能です。申請を希望される方は商工会までご相談ください！



商工会は行きます・聞きます・提案します
お申込み、お問い合わせは

みやぎ北上商工会

中田本所 中田町上沼字西桜場 18
TEL0220-34-3255 FAX0220-34-3261
東和支所 東和町米川字六反 55-1
TEL0220-45-2121 FAX0220-45-2122

登米支所 登米町寺池桜小路 77-2
TEL0220-52-2259 FAX0220-53-1131
津山支所 津山町柳津字本町 107-1
TEL0225-68-2443 FAX0225-68-2447